

## 各国における入管収容制度

※比較対象：送還に関する決定が出された外国人の収容  
難民研究フォーラム（2020年10月作成、2023年5月最終更新）

	収容期間の上限	定期的な審査 (カッコ内は審査機関)	収容開始時の 司法審査	被収容者数	平均収容期間
オーストラリア	なし	なし	なし	1,440人（2021/8/31時点）	696日（2021/8/31時点）
カナダ	なし	48時間以内、7日間以内、 30日毎（司法）	なし（※1）	326人（2019-2020年の 1日あたりの平均）	13.9日（2019-2020年）
フランス*	90日（※2）	48時間後、30日後（司法）	なし（※3）	53,273人（2019年／年間）	16.8日（2019年）
ドイツ*	6か月（※4）	なし	あり	2,777人（2018年／年間）	24日（2018/3-2019/6） （Darmstadt-Eberstadt 収容施設の場合）（※5）
日本	なし（※6）	なし	なし	13,216人（2020年／年間） 346人（2020年末時点）	549.5日（2020/1/1時点） （東日本入国管理センターの 場合）（※7）
韓国	なし	3か月毎（行政）	なし	統計なし（※8）	30～39日（2021/6/30時点） （主要3施設の場合）（※9）
スウェーデン*	2か月（※10）	2か月後（行政又は司法） （※11）	なし	2,528人（2020年／年間） 369人（2020年末時点）	55.3日（2020年）
イギリス	なし	4か月毎（司法）	なし	14,773人（2020年／年間） 910人（2020年末時点）	統計なし（※12）
アメリカ	90日（※13）	90日後、180日後、18か月後、 その後は毎年（司法）	なし	19,254人 （2020年の1日あたりの平均）	45.7日（2020年）

### 【注釈】

\* EU加盟国の場合、EU指令（Return Directive 2008/115/EC）で「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。

※1：収容開始から48時間以内に、独立行政裁判所であるカナダ移民難民委員会（Immigration Refugee Board of Canada）が収容に合理的な根拠があるかを自動的に審査する。

※2：テロ関連犯罪で有罪判決を受けた場合は210日。その場合、収容開始から180日までは1か月ごとに、その後15日ごとに収容要否に関する審査が行われる。

※3：行政判断による収容は48時間までしか行うことができず、収容開始から48時間以内に、行政裁判所であるJudge of Freedoms and Detention が法律に定められた収容の要件を満たすか、審査を行う。

※4：可能な限り最短でなければならない。司法審査により送還を妨げると判断された場合は、更に12か月延長可能。

※5：全国的な統計なし。

※6：退去強制令書に基づく収容の場合。

※7：全国的な統計なし。

※8：全国的な統計なし。2021年7月31日時点で華城・清州・麗水収容所に4,244人が収容されていた。なお、2021年6月30日時点で約450人が出入国庁や出入国事務所の「収容室」に収容されている。

※9：全国的な統計なし。2021年6月30日時点の華城・清州・麗水収容所の平均収容期間は、それぞれ32.5日、30日、39日だった。

※10：特別な事情（非協力的、必要文書の取得に時間を要する）がある場合に限り、12か月を超えない範囲で延長可能。

※11：加えて、収容開始から6か月経過後に収容代替措置の検討が自動的に行われる。

※12：2020年に放免された15,449人について、収容期間が29日未満は11,924人、29日以上2か月未満は1,766人、2か月以上4か月未満は1,020人、4か月以上12か月未満は634人、1年以上2年未満は97人、2年以上は8人だった。

※13：90日以内に送還が行われず、特定のカテゴリー（特定の犯罪について有罪判決を受けている、再犯（政治的犯罪を除く）、人身売買への関与等）に当てはまる場合は、延長することができる。

### 【出典】

オーストラリア	・ 法律：Migration Act 1958	・ 統計： <a href="#">Immigration Detention and Community Statistics Summary</a>
カナダ	・ 法律：Immigration and Refugee Protection Act	・ 制度： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">カナダ国境サービス局</a>
フランス	・ 法律：Code of Entry and Residence of Foreigners and of the Right to Asylum	・ 制度、統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 制度： <a href="#">CGLPL</a>
ドイツ	・ 法律：Residence Act	・ 統計： <a href="#">AIDA</a>
日本	・ 法律：出入国管理及び難民認定法	・ 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">AIDA</a>
韓国	・ 法律：Immigration Control Act	・ 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">e-Stat</a>
スウェーデン	・ 法律：Alien Act	・ 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">AIDA</a>
イギリス	・ 法律：Immigration Act	・ 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">AIDA</a>
アメリカ	・ 法律：Immigration and Nationality Act	・ 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> ・ 統計： <a href="#">ICE</a>

なお、韓国に関する統計については、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター呉泰成氏から資料提供を受けた。